

阿賀野市告示第182号

阿賀野市公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき告示する。

なお、これを表示した図面は一般の縦覧に供する。

令和5年11月16日

阿賀野市長 田中清善

- 1 供用を開始する年月日
令和5年12月1日
- 2 下水を排除する区域
阿賀野川流域下水道 新井郷川処理区
○下ノ橋処理分区 下里の一部
阿賀野市公共下水道 安田処理区
○保田第一処理分区 安田横町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
別図のとおり
- 4 供用を開始する施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 縦覧場所
阿賀野市中島町7番20号 阿賀野市産業建設部上下水道局
- 6 縦覧期間
令和5年11月16日（木）から令和5年11月30日（木）まで
（土・日曜日及び祝日を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで